

移住促進仮設住宅提供事業について

建築住宅課

(1) 事業概要

本県への定住や二地域居住を推進するため、応急仮設住宅を活用して“お試し住宅”等を整備する市町村に対し、県は仮設住宅を解体・運搬して再利用可能な「建築資材」と、整備する住宅の「再利用設計」を提供し、市町村事業を支援している。

平成29年度は昭和村、三島町及び川内村へ合計29戸分を提供した。

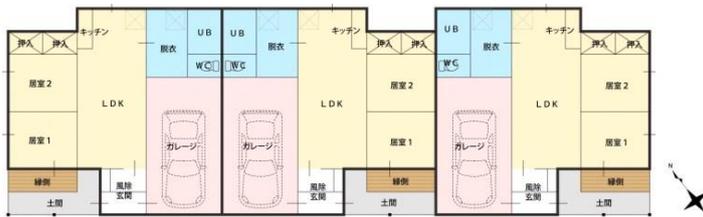
(2) 事例

【昭和村】（平成29年度契約、繰越工事。）

①仮設住宅：白河市 郭内第二（双葉町） 3戸

②再築住宅：移住定住促進住宅（からむし織体験生事業の住居）3戸

③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■ 計画平面図



■ 再利用した壁パネル



■ 外観



■ ダイニングキッチン



■ 車庫

【三島町】（平成30年度は3棟6戸再築予定。）

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二（双葉町） 12戸
- ②再築住宅：移住定住促進住宅（単独住宅）12戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■ 計画平面図



■ 再利用した壁パネル



■ 外観



■ キッチン



■ リビング